

平成25年度予算見積調書

課室名：健康長寿課
 担当名：母子保健担当
 内線：3552

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B82	未熟児等対策費			一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	未熟児等対策費	
事業期間	昭和34年度～	根拠法令	母子保健法第8条、第20条、埼玉県妊娠中毒症等療養援護費支給要領		戦略項目	03 医療の安心			
					分野施策	010302 地域医療体制の充実			
1 事業概要 未熟児は成熟して出生した児に比べて疾患にり患しやすく、死亡率が高いだけではなく心身の障害が残ることも多いことから、出生後速やかに適切な処置をとることが必要である。そのため、入院養育を要する未熟児に医療給付を行い、健全育成を図る。 また、妊娠中毒症は放置すると心身障害児の出生原因となり、時には妊婦を死亡させるため、り患した妊婦の療養援護をすることにより母性の保護を図る。 (1) 未熟児養育医療 260,146千円 (2) 妊娠中毒症等療養援護費 204千円 (3) 事務費 1,857千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 未熟児養育医療 入院養育を要する未熟児に医療の給付を行う。 260,146千円 イ 妊娠中毒症等療養援護費 妊娠中毒症にり患した妊婦の療養援護をする。 204千円 ウ 事務費 市町村における事業を、円滑に進めるための経費 1,857千円 (2) 事業計画 ア 県内63市町村が実施主体となり、事業を実施する。 イ 県が事業を実施する。(さいたま市・川越市を除く) (3) 事業効果 未熟児及び妊産婦の死亡、障害等を未然に防止できる。 (4) その他 未熟児養育医療は、権限移譲のため、平成25年度から市町村が実施する。					
2 事業主体及び負担区分 (1) 国1/2 (県1/4) 市町村1/4 (2) (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 (区分) 衛生費 (細目) 母子保健費 (細節) 母子保健費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.85人=8,075千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	分担金・負担金						
決定額	262,207	17,673	5,000				239,534	△176,762	
前年額	438,969	183,416	69,557				185,996		